



埼玉県報

第 169 号
令和 2 年(2020 年)
12 月 22 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例のあらまし(福祉政策課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(畜産安全課)
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例のあらまし(経営管理課)
- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例のあらまし(経営管理課)
- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例のあらまし(経営管理課)
- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例のあらまし(保安課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(福祉政策課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(畜産安全課)
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例(経営管理課)
- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例(経営管理課)
- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例(経営管理課)
- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例(保安課)

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(水環境課)

告示

- 総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示(総務事務センター)
- 災害オペレーション支援システム機器等賃貸借に関する落札者等の公示(災害対策課)

- 埼玉県生活環境保全条例第 76 条の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の改正（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（都市計画課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく免許取消処分のお知らせ（建築安全課）
- 県道川越日高線の占用の制限（川越県土整備事務所）
- 県道川越坂戸毛呂山線の占用の制限（川越県土整備事務所）
- 県道川越坂戸毛呂山線の占用の制限（川越県土整備事務所）
- 県道川越日高線の占用の制限（川越県土整備事務所）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（地域政策課）

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、また、規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 新たに移譲を行う事務（一事務）
- (二) 処理する市町村が拡大する事務等（十四事務）
- (三) 規定の整備

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、一部は公布の日など

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（福祉政策課）

一 趣旨

埼玉県総合リハビリテーションセンターの病院事業に地方公営企業法の一部を適用するため、同法の規定に基づき、必要な事項を定めるための改正

二 内容

(一) 病院事業の設置

(二) 経営の基本

経営の基本方針及び診療科目

(三) 重要な資産の取得及び処分

買入れ又は譲渡をしようとするときに予算で定めなければならない重要な資産は、予定価格七千万円以上の次の資産とする

ア 不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）

イ 動産

ウ 不動産の信託の受益権

(四) 議会の同意を要する賠償責任の免除

賠償額十万円以上の職員の賠償責任の免除

(五) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

七千万円以上の負担付き寄附又は贈与の受領等

(六) 業務状況説明書類の作成

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（畜産安全課）

一 趣旨

家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正
手数料の新設

家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	千九百円
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	千九百円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加及び規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（埼玉県条例第五十一号）（経営管理課）

一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、関係条例を整備するための条例を制定する。

二 内容

埼玉県病院事業の設置等に関する条例及び埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止するとともに、関係十四条例について埼玉県病院事業に係る規定を削る等の改正をするために規定を整備する。

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例（埼玉県条例第五十二号）（経営管理課）

一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、地方独立行政法人法第六条第四項及び第四十四条第一項に基づく重要な財産を定める条例を制定する。

二 内容

- (一) 不要となった場合に知事の認可を受けて県に納付する重要な財産を県からの出資等に係る財産のうち帳簿価額五十万円以上の財産とする
- (二) 譲渡又は担保に供しようとする場合に知事の認可を受けなければならない重要な財産を予定価格七千万円以上の不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例（埼玉県条例第五十三号）（経営管理課）

一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、県から法人に引き継がれる職員の範囲を定めるため、地方独立行政法人法第五十九条第二項に基づき、その範囲となる内部組織を定める条例を制定する。

二 内容

引継ぎの対象となる内部組織は「埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例」による廃止前の「埼玉県病院事業の設置等に関する条例」第四条第一項の表に掲げる埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センターとする。

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（保安課）

一 趣旨

盗撮行為等に係る規制場所を拡大するとともに、罰則を強化するための改正

二 内容

(一) 盗撮行為、盗撮の準備行為及びのぞき行為に係る規制場所を次のように拡大する。

イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所

ロ 公共の場所又は公共の乗物（イに該当するものを除く。）

ハ 学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イ又はロに該当するものを除く。）

(二) 盗撮行為及び盗撮の準備行為に対する罰則を次のとおり引き上げる。

単純 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

常習 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金

三 施行期日

令和三年四月一日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の二の二第一項第二号及び第三項ただし書」を加える。

別表第二十七項第一号事務の欄44中「第七十七条第二項」を「第七十七条第三項」に改め、同欄45中「第七十七条第六項」を「第七十七条第七項」に改め、同欄46中「第七十九条第二項ただし書」を「第七十九条第三項」に改め、同欄49中「第七十九条第六項」を「第七十九条第七項」に改め、同欄51中「第三十四条第二項ただし書」を「第三十四条第三項」に改め、同欄52中「第三十四条第六項」を「第三十四条第七項」に改める。

別表第三十項事務の欄5中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

別表第六十項第二号事務の欄14中「第八十一条第一項ただし書」を「第八十一条第二項」に改め、同欄15中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

別表第七十六項第一号事務の欄24中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改める。

別表第九十二項事務の欄28中「第六百六十三条」を「第六百六十三条第一項」に改め、同欄中39を40とし、29から38までを30から39までとし、28の次に次のように加える。

29 法第六百六十三条第二項の規定による協力の要請

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「吉見町」の下に「、宮代町」を加える。

別表第五十項第一号市町村の欄を次のように改める。

各町村

別表第五十項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、東秩父村」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「加須市」の下

に「、本庄市」を加える。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」を「第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項」に改め、同欄2中「第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」を「第十八条の十八、第十八条の二十一、第十八条の三十一並びに第十八条の三十四第二項」に改め、同欄3中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同欄4中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同項第二号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六並びに第十八条の十九」を「第十八条の十八並びに第十八条の二十一」に改め、同項第三号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六並びに第十八条の十九」を「第十八条の十八並びに第十八条の二十一」に改め、同項第六号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六及び第十八条の十九」を「第十八条の十八及び第十八条の二十一」に改める。

別表第六十二項第一号市町村の欄中「吉見町」の下に「、宮代町」を加え、同項第七号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加え、同項第八号市町村の欄中「、宮代町」を削る。

別表第七十九項第一号事務の欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第五条第四項ただし書の規定による通知

別表第七十九項第二号を削り、同項第三号市町村の欄中「蓮田市」の下に「、坂戸市」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 法に基づく事務のうち、法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同意

秩父市、滑川町、 嵐山町、小川町、 吉見町、鳩山町、 ときがわ町、横 瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野 町、東秩父村、 寄居町

別表第七十九項第四号市町村の欄中「久喜市」の下に「、坂戸市」を加える。
 別表第九十七項第三号市町村の欄中「鶴ヶ島市」の下に「、日高市」を加える。
 別表第一百三項第九号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加える。
 別表に次の一項を加える。

117	
埼玉県受動喫煙防止条例（令和二年埼玉県条例第十七号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 条例第九条第一項の規定による届出の受理 2 条例第九条第二項の規定による報告の受理 3 条例第十一条の規定による指導及び助言 4 条例第十二条第一項の規定による勧告 5 条例第十二条第二項の規定による公表 6 条例第十二条第三項の規定による命令 7 条例第十三条第一項の規定による報告の徴収 並びに立入検査及び質問	さいたま市、川越市、川口市、越谷市

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号市町村の欄中「戸田市」を「川越市、戸田市、川島町」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 令和三年六月一日

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

条 例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十九号

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「とする」を「とし、第四条の規定により設置する病院事業の用に供する施設とする」に改める。

第九条を第十五条とし、第四条から第八条までを六条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の六条を加える。

（病院事業の設置）

第四条 県は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

（経営の基本）

第五条 病院事業は、常に公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- 一 脳神経内科
- 二 整形外科
- 三 リハビリテーション科
- 四 脳神経外科
- 五 神経・精神科
- 六 泌尿器科
- 七 循環器内科
- 八 麻酔科
- 九 歯科

（重要な資産の取得及び処分）

第六条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。次条から第九条第一項までにおいて「法」という。）第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を

除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第八条 病院事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第九条 知事は、病院事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十月三十一日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までにそれぞれ作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十月三十一日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

別表第一中「第六条関係」を「第十二条関係」に改める。

別表第二中「第七条関係」を「第十三条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表農林部の項中第五十五号を第五十七号とし、第二十七号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七 家畜改良 増殖法施行規則 (昭和二十五年 農林省令第九十 六号)第三十八 条第一項の規定 に基づく家畜人 工授精所の開設 の許可証の書換 え交付	家畜人工 授精所開 設許可証 書換え交 付手数料	千九百円
二十八 家畜改良 増殖法施行規則 第三十九条第一 項の規定に基づ く家畜人工授精 所の開設の許可 証の再交付	家畜人工 授精所開 設許可証 再交付手 数料	千九百円

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百六号中「家畜人工受精師免許申請手数料」を「家畜人工授精師免許申請手数料」に改め、同

項第二百七号中「家畜人工授精師養成講習手数料」を「家畜人工授精師養成講習手数料」に改め、同項第二百八号中「家畜人工授精所開設許可申請手数料」を「家畜人工授精所開設許可申請手数料」に改め、同項第二百十一号中「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」を「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」に改め、同項第二百十二号中「家畜人工授精師免許証再交付手数料」を「家畜人工授精師免許証再交付手数料」に改め、同項中第三百九十四号を第四百六号とし、第三百四十二号から第三百九十三号までを十二号ずつ繰り下げ、第三百四十一号の二を第三百五十三号とし、第三百三十八号から第三百四十一号までを十一号ずつ繰り下げ、第三百三十七号の二を第三百四十八号とし、第三百三十二号から第三百三十七号までを十号ずつ繰り下げ、第三百三十一号の四を第三百四十一号とし、第三百三十一号の三を第三百四十号とし、第三百三十一号の二を第三百三十九号とし、第二百六十四号から第三百三十一号までを七号ずつ繰り下げ、第二百六十三号の四を第二百七十号とし、第二百六十三号の三を第二百六十九号とし、第二百六十三号の二を第二百六十八号とし、第二百四十六号から第二百六十三号までを四号ずつ繰り下げ、第二百四十五号の二を第二百四十九号とし、第二百四十号から第二百四十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二百三十九号の二を第二百四十二号とし、第二百十三号から第二百三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二百十二号の次に次の二号を加える。

二百十三 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
二百十四 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十一号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例

(埼玉県病院事業の設置等に関する条例及び埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)
- 二 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第二条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)第四条第一項の表に掲げる」を「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項各号列記以外の部分中「、病院事業管理者」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二条第一項中「、病院事業管理者」を削る。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第一項並びに別表第二副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員の項及び同表の備考二中「、病院事業管理者」を削る。

(埼玉県職員定数条例の一部改正)

3 埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)第二条第一項に規定する病院事業又は」を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

(埼玉県行政手続条例等の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「、病院事業管理者」を削る。

一 埼玉県行政手続条例(平成七年埼玉県条例第六十五号)第二条第五号

二 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第二条第一項及び

第二十条

三 埼玉県子ども権利擁護委員会条例(平成十四年埼玉県条例第二十四号)第

二条第二項

四 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年

埼玉県条例第十一号)第二条第三号及び第四号

五 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)第二条第一項

六 埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)第八条第一項

七 埼玉県債権の適正な管理に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第四号)第

四条第一項

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

7 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(知事等の給与等の特例に関する条例の一部改正)

8 知事等の給与等の特例に関する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、病院事業管理者」を削り、「第六号」を「第五号」に改める。

条 例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十二号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例

(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第一条 地方独立行政法人埼玉県立病院機構(次条において「病院機構」という。)に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下この条及び次条において「法」という。)第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第二条 病院機構に係る法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、適正な見積価格)が七千万円以上の不動産(信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十三号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第五十一号）第一条第一号の規定による廃止前の埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第四条第一項の表に掲げる埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センターとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十四号

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「粗暴行為等」を「粗暴行為」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（卑わいな行為の禁止）

第二条の二 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 次に掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）で覆われている下着又は身体を写真機、ビデオカメラその他の機器（衣服等を透かして見ることができるものを含む。以下この号において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等に向け、若しくは設置すること。

イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けな
い状態でいるような場所

ロ 公共の場所又は公共の乗物（イに該当するものを除く。）

ハ 学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イ又はロに該当するものを除く。）

二 前号イからハまでに掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は衣服等を透かして見ることができる機器を用いて見ること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 衣服等の上から又は直接人の身体に触れること。

二 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること（前項に該当するものを除く。）。

第十二条第一項中「第十条の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条の二第一項第一号の規定に違反した者

二 第十条の規定に違反した者

第十二条第二項第一号中「第二条第四項」を「第二条の二第一項第二号又は第二項」に改める。

第十三条第二項第一号中「第二条第一項から第三項まで」を「第二条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九十四号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表二十八の六号の次に次の三号を加える。

二十八の七	e L T A X による申告が困難である場合の特例 の 申 請 書 （法第五十三条第五十一項 取りやめの届出書 及び第七十二条の三十二の二第二項の申請書並 びに法第五十三条第五十七項及び第七十二条の 三十二の二第八項の届出書） e L T A X による申告が困難である場合の特例 の承認（申請却下） 通知書（法第五十三条第五 十三項及び第七十二条の三十二の二第四項の通 知書）	別記様式第二 十八号の七
二十八の八	e L T A X による申告が困難である場合の特例 の承認取消通知書（法第五十三条第五十六項及 び第七十二条の三十二の二第七項の通知書）	別記様式第二 十八号の九

別記様式第四号（一）の備考2、別記様式第四号（一）の二、別記様式第四号（三）の備考2、別記様式第四号（三）の二の注意1、別記様式第四号（三）の三、別記様式第四号（四）の三の注意1、別記様式第四号（五）の備考2、別記様式第四号（五）の二、別記様式第四号（六）の注意1、別記様式第四号（八）の注意1、別記様式第四号の五（一）の備考、別記様式第四号の五（二）の備考、別記様式第四号の五（二）の三の備考2、別記様式第四号の五（五）の備考、別記様式第四号の五（四）の二の備考2、別記様式第四号の五（一）の備考2、別記様式第十四号（一）の備考2、別記様式第十四号（一）の二の備考2、別記様式第十四号（二）の備考2、別記様式第十四号（二）の二の備考2、別記様式第十四号（三）の備考2及び別記様式第十四号（三）の二の備考2中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

別記様式第二十七号の七中

道府県民税額の特定寄附金税額控除額

を

道府県

民税の特定寄附金税額控除額

に改め、同様式の注文中「納税通知書」を「通知

書」に改め、同様式を別記様式第二十七号の七（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十七号の七（二）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県 県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定
過少申告 通知書（納額告知書）
 重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

県 税		納税番号	
事 業 年 度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申 告 基 準 日		年 月 日	
申 告 納 付 期 限	県 民 税	年 月 日	
	事 業 税	年 月 日	
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
県 民 税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法 人 税 法 の 規 定 に よ つ て 計 算 し た 法 人 税 額		円	
試 験 研 究 費 の 額 等 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額			
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額			
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額			
課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額 の 総 額		ア	
2 以 上 の 道 府 県 に 事 務 所 又 は 事 業 所 を 有 す る 法 人 に お け る 課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額		イ	
法 人 税 割 額		ア又はイ $\times \frac{\quad}{100}$	
道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額			

事 業 税		税		
		課税標準	税 率	税 額
法 第 一 七 十 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項 目	所 得 割	所 得 金 額 総 額	円	
		年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額		円
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		／100
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		／100
		計		
	付 加 割	付 加 価 値 額 総 額		
		付 加 価 値 額		／100
	資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額		
		資 本 金 等 の 額		／100
	二 に 掲 げ る 事 業 項 目 第 二 十 七 号	収 入 割	収 入 金 額 総 額	
収 入 金 額				／100

法 第 三 七 号 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	所得割	所得金額総額			差引法人税割額		
		所得金額		/100	既に納付の確定した当期分の法人税割額		
	付加価値割	付加価値額総額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
		付加価値額		/100	過不足法人税割額		
	資本割	資本金等の額総額			均等割額	均等割額	
		資本金等の額		/100	算定期間中において事務所等を有していた月数	月	
	収入割	収入金額総額			均等割額	円 × $\frac{ウ}{12}$	
		収入金額		/100	既に納付の確定した当期分の均等割額		
	合計事業税額					過不足均等割額	
	事業税の特定寄附金税額控除額					過不足県民税額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額					減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額		
差引事業税額					減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額		
既に納付の確定した当期分の事業税額					分業税	県民税	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					従業者の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	
差引過不足事業税額					本県	従業者の数	
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額					標準		
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額					総数		
特別法人事業税					仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		
摘要					差引特別法人事業税額		
課税標準					既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		
税率					租税条約の実施に係る特別法人事業税額		
税額					差引過不足特別法人事業税額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額					減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額					減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額					過少(不)申告加算金		
合計特別法人事業税額					重加算金		
					延滞金の控除期間		
					県民税	全部適用・一部適用	
					事業税	全部適用・一部適用	
					特別税	全部適用・一部適用	
					指定納期限		
					更正、決定又は加算金決定の理由		

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を經由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十八号の六の次に次の三様式を加える。

別記様式第二十八号の七

受付印 e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の申請書 取りやめの届出書		納税番号	
(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	(フリガナ) 本店所在地	〒 電話 ()
		県内における 主たる事務所 等の所在地	〒 電話 ()
		(フリガナ) 法人名	
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	
[地方税法第53条第50項前段 地方税法第72条の32の2第1項前段] の規定に該当することになったので、 e L T A Xによる申告が困難である場合の特例を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが 必要となつた事情		
	特例の指定を受け ようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	電気通信回線の故障、災害そ の他の理由によりe L T A X を使用することが困難である 事情が生じた日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由により e L T A Xを使用 することが困難であることを明らかにする書類		
[地方税法第53条第57項 地方税法第72条の32の2第8項] の規定により、e L T A Xによる申告が 困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又 はその承認があつたもの とみなされた日	年 月 日	
	特例の適用を受けること をやめようとする理由		
その他の参考事項			

備考 e L T A Xとは、地方税法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。

別記様式第二十八号の八

e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の承認（申請却下）通知書	
年 月 日	
（納税者） 所在地 法人名 代表者氏名 様	
埼玉県 県税事務所長 印	
年 月 日付けで提出された e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の申請については、地方税法 第 5 3 条 第 項 の規定により 承認 却下 したので、通知します。 第 7 2 条 の 3 2 の 2 第 項	
特 例 適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
却 下 の 理 由	

備考 e L T A Xとは、地方税法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副 2 通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十八号の九

<p>e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の承認取消通知書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(納税者) 所在地 法人名 代表者氏名 様</p>	
<p>埼玉県 県税事務所長 印</p>	
<p>年 月 日付けで承認した e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の承認については、地方税法 第 5 3 条第 5 5 項 第 7 2 条の 3 2 の 2 第 6 項の規定により取り消したので、通知します。</p>	
<p>これにより、年 月 日の翌日以後の申告について、特例の適用はありません。</p>	
<p>取消しの理由</p>	

備考 e L T A Xとは、地方税法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副 2 通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第四十七号を次のように改める。

ゴルフ場利用税非課税申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 税事務所長
ゴルフ場利用税特別徴収義務者 様

住 所 _____

氏 名 _____ 会員・非会員 _____

生年月日 _____ 年 月 日 (歳)

地方税法第75条の2若しくは第75条の3又は附則第12条の2の規定に該当することを申し出ます。

- 1 非課税要件 ア 18歳未満 イ 70歳以上 ウ 障害者 エ 国民体育大会
 オ 学生等 カ 国際競技大会
- 2 利用年月日 年 月 日
- 3 証明書類 ア 運転免許証 イ 旅券 ウ 個人番号カード
 エ 健康保険の被保険者証 オ 障害者手帳等
 カ 証明書(発行元 _____)
 キ その他 (_____)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第四号（一）の備考2、別記様式第四号（一の二）、別記様式第四号（三）の備考2、別記様式第四号（三の二）の注意1、別記様式第四号（三の三）、別記様式第四号（四の三）の注意1、別記様式第四号（五）の備考2、別記様式第四号（五の二）、別記様式第四号（六）の注意1、別記様式第四号（八）の注意1、別記様式第四号の五（一）の備考、別記様式第四号の五（二）の備考、別記様式第四号の五（二の三）の備考2、別記様式第四号の五（四の二）の備考2、別記様式第四号の五（五）の備考、別記様式第四号の五（五の三）の備考2、別記様式第十号（一）の備考2、別記様式第十四号（一）の備考2、別記様式第十四号（一の二）の備考2、別記様式第十四号（二）の備考2、別記様式第十四号（二の二）の備考2、別記様式第十四号（三）の備考2及び別記様式第十四号（三の二）の備考2の改正規定は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九十五号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一の一の項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改め、同表の九の項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。
別表第二十二の一の項中「百五十ミリグラム」を「四十五ミリグラム」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十七条第二項、第七十九条第一項若しくは第八十条第二項の報告をした者又は同条例第七十八条第一項の命令を受けた者に係る改正後の別表第二十一の一の項及び九の項並びに別表第二十二の一の項の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第千四百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年11月2日

4 落札者の氏名及び住所

りらいあコミュニケーションズ株式会社 東京都渋谷区代々木2丁目6番5号

5 落札金額

153,369,954円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年9月15日

告 示

埼玉県告示第千四百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
災害オペレーション支援システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
90,136,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年10月20日

告 示

埼玉県告示第千四百五十五号

平成二十五年埼玉県告示第四百四十号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一のカドミウム及びその化合物の項中「0.3ミリグラム」を「0.09ミリグラム」に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行前に埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十七条第二項、第七十九条第一項若しくは第八十条第二項の報告をした者又は同条例第七十八条第一項の命令を受けた者に係る改正後の別表第一のカドミウム及びその化合物の項及びトリクロロエチレンの項の規定の適用については、なお従前の例による。

告示

埼玉県告示第千四百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）熊谷上之ショッピングセンター

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

（変更後）（仮称）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ハ 変更年月日

令和二年十二月八日

ニ 届出年月日

令和二年十二月八日

二 縦覧期間

令和二年十二月二十二日から令和三年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月二十二日から令和三年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千八百五平方メートル

（変更後）四千五百九十三平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二三六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三一六台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一二八平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一八八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 八九立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から翌午前〇時

（変更後）午前六時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時から翌午前〇時三十分

（変更後）午前五時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 四か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午前九時

ハ 変更年月日

令和三年八月九日

二 届出年月日

令和二年十二月八日

二 縦覧期間

令和二年十二月二十二日から令和三年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月二十二日から令和三年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百五十八号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県越谷建築安全センター（杉戸駐在）内の項を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千四百五十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和二年十二月十五日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

株式会社アイシーク	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
岩沼 伸晃			埼玉県川口市芝下三丁目九番二十二号NKビル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道川越日高線 川越市大字笠幡字本郷四五九一番一地先から同市大字

大字笠幡字上野前三七二二番六地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年十二月二十二日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道川越坂戸毛呂山線 川越市大字上寺山字東田三九四番三地先から同市大字

上寺山字東田三九四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年十二月二十二日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道川越坂戸毛呂山線 川越市連雀町三番二地先から同市連雀町七番一地先ま

で

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年十二月二十二日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道川越日高線

川越市連雀町四番九地先から同市連雀町一番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年十二月二十二日

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。